

## 防府市ケンシン・プラスワン運動推進委員会要綱

令和8年4月1日制定

### (目的及び設置)

第1条 健康増進法第8条第2項に基づく「健やかほうふ21計画」について、ケンシン（がん検診、特定健康診査等）受診率を1%あげることを目指し、「ケンシン・プラスワン運動」を展開する。その具体的な取組を講じることを目的とし、防府市ケンシン・プラスワン運動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健子ども部長の職にある者をもって充てる。委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、別表に掲げる関係機関等で組織する。
- 4 委員長に事故あるときは、健康増進課長又は保険年金課長がその職務を代理する。

### (所掌事務)

第3条 推進委員会は必要に応じ、次に掲げる事項を協議する。

- (1) ケンシン受診率向上の取組に関すること
- (2) その他ケンシン・プラスワン運動を推進するために必要な事項

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議に委員が欠席する場合は、代理者を出席させることができる。
- 3 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

### (事務局)

第6条 推進委員会の事務局は、保健子ども部健康増進課及び保険年金課に置

く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表) 第2条関係

区分	委員
医療	防府医師会
	防府歯科医師会
	防府薬剤師会
職域	防府商工会議所
	全国健康保険協会山口支部
	防府地域産業保健センター
地域	防府市食生活改善推進協議会
教育	防府市学校教育課
行政	山口健康福祉センター防府保健部（防府保健所）
	防府市こども相談支援課
	防府市高齢福祉課
	防府市広報政策課